

羽村市協働事業推進マニュアル

～ 市民活動団体と行政の協働事業を推進するために～

市民活動団体との協働事業編

平成 18 年 4 月

も く じ

協働事業を行う際の留意点・・・・・・・・・・P1

- 1 相互理解と市民活動団体の自主性の尊重
- 2 公平性・透明性の確保
- 3 能力の確認
- 4 事業目的の明確化・共有化
- 5 相互協力の意思の確認
- 6 事業における責任
- 7 秘密保持の厳守
- 8 協働事業等の見直し

基本的な協働事業の進め方・・・・・・・・・・P2

手 順

- 1 行政評価などを活用して事業の協働化を検討する・・・・・・・・P2
- 2 協働形態を選択する・・・・・・・・P3
 - (1) 共催・・・・・・・・P3
 - (2) 実行委員会・・・・・・・・P4
 - (3) 事業協力・・・・・・・・P5
 - (4) 委託・・・・・・・・P5
 - (5) 補助・助成・・・・・・・・P6
 - (6) その他の協働形態の検討・・・・・・・・P7
- 3 協働の相手方を選定する・・・・・・・・P7
- 4 実施前と実施中の確認・・・・・・・・P8
- 5 協働事業の評価と見直し・・・・・・・・P8
- 6 事業の見直しを行う・・・・・・・・P9

資料集・・・・・・・・・・P10

- 1 東京都の協定書例・・・・・・・・P11
- 2 東京都内での協働事業事例・・・・・・・・P12
- 3 東京都における形態別協働事業例・・・・・・・・P13

協働事業を行う際の留意点

1 相互理解と市民活動団体の自主性の尊重

行政、市民活動団体ともに、お互いの立場と特性を理解するとともに、市民活動団体が持つ特性を発揮できるよう、その自主性を尊重することが大切です。

2 公平性・透明性の確保

協働の相手先の選定基準や協働事業の内容を公開するなど、より開かれたものにしていく必要があります。

3 能力の確認

市民活動団体の運営状況や能力などを適確に把握し、協働事業を確実に遂行できる団体を選定する必要があります。

4 事業目的の明確化・共有化

市民活動団体は自らの理念・使命に基づいて主体的に活動していますが、協働する際は、行政と市民活動団体との間で事業目的を明確した上で、その事業目的を共有できるかどうか重要です。

5 相互協力の意思の確認

行政と市民活動団体が、共有化された事業目的の達成のために、相互に協力する意思があることが大切です。

6 事業における責任の明確化

行政と市民活動団体が、市民に対して責任を持って協働事業を進めることが重要です。そのためにはお互いの役割分担や責任の所在を明確化しておくことが必要です。

7 秘密保持の厳守

市民活動団体にも行政と同様に守秘義務が課されます。事業の内容によっては個人情報にも深く係わる場合もあり、個人情報保護や情報セキュリティについて、市民活動団体への十分な説明や適正な指導等が特に重要です。

8 協働事業等の見直し

同一団体と安易に協働事業を進めるのではなく、絶えず事業の見直しをすることが重要です。

問題の所在や事業の効果を検証し、次の事業を効果的に進めるための改善策を検討し、更にフィードバックする必要があります。

- * 注：協働事業を行う前に「協定書」などを作成し、事業の目標・内容、役割分担、責任や経費負担など確認しておくべき事項を明らかにしておくことが大切です。なお、協定書などの作成に当たっては、特に市民活動団体の自立性が発揮できるように配慮する必要があります。（東京都の協定書例 資料1 参照）

基本的な協働事業の進め方

手順1 行政評価などを利用して事業の協働化を検討する

協働になじむ事業を見極めて、市民活動団体の特性を認識したうえで、事業の協働化を拡大していくためには、機会を捉えて協働事業化を検討していくことが必要です。

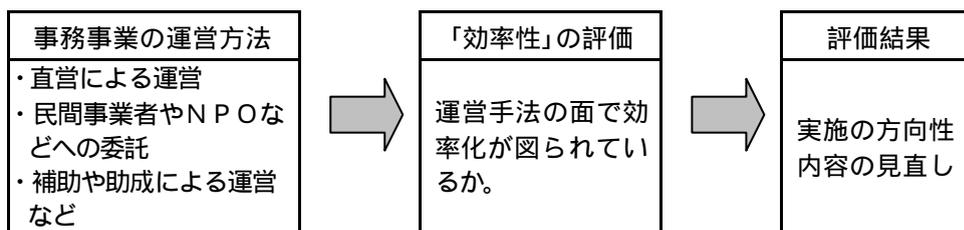
新規事務事業評価を実施する際などに、協働化の視点からも評価、検討してみることが有効です。

新たな事業を検討する際に協働手法の導入を検討する。

既存事業を見直す際に協働手法の導入を検討する。

東京都内の協働事例（資料2参照）

【協働化を踏まえた事務事業評価】



協働による運営を検討

【検討のチェックポイント】

- 協働によって市民サービスが向上するか。
- 迅速性、弾力性、専門性など、市民活動団体の特性を活かして、より市民ニーズに合った市民サービスが提供できるか。
- 対象事業の分野で活躍する市民活動団体があるか。
- ボランティアの参加・協力によって、市民サービスの質が向上するか。
- 協働する場合と市が直接実施する場合との費用対効果はどうか。
- 協働によって事業の効率性が高まるか。

【市民活動団体の特性】

自発性（自らの価値観に基づく自発的な取組み、全ての活動に共通する基本的特性）

先駆性（新しい社会的課題への先駆的対応）

多様性（自発的に取り組む様々な活動）

専門性（専門的な知識を背景とした活動）

機敏性（時期に応じた機敏な行動）

地域性（地域の課題解決に向けた活動）

国際性（民間組織の国際的ネットワークによる課題解決）

手順2 協働形態を選択する

協働形態を選択するにあたっては、事業目的の実現のために、最も効率的で効果的な、事業にふさわしい形態を選択することが重要です。

東京都における形態別協働事業例（資料3 参照）

(1) 共催

【概要】

市民活動団体と行政が共同して、同等の立場で事業を企画し、開催する形態です。

【主な効果】

- ・ 市民活動団体の持つネットワークを活かした企画によって、プログラムが充実する。
- ・ 事業計画・実施にあたり市民活動団体が持つ専門的な知識を活かすことができる。
- ・ 市民のニーズにより近い事業の企画・実施が可能になる。
- ・ 市民活動団体と行政、市民の協力関係が促進される。
- ・ 市民活動団体相互の連携が図られる。

【留意点】

- ・ 事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図る。
- ・ 事業内容について、企画・計画段階で市民活動団体との十分な協議を

行う。

- ・ 企画・計画段階における市民活動団体の関与度を高め、当事者意識の向上を図る。
- ・ 相互の役割分担、経費分担などを取り決めておく。
- ・ 市民活動団体側にも主催者として社会的責任が求められることを確認しておく。
- ・ 事業実施時のトラブルも防止等についての意識を徹底する。
- ・ 共催事業に係る市名義の使用に当たっては、「羽村市共催名義等の使用承認事務取扱要綱」に基づく、名義の使用承認が必要。

(2) 実行委員会

【概要】

市民活動団体と行政等で構成された「実行委員会」が主催者となって、事業を行う形態です。

【主な効果】

- ・ 行政にはない専門性や市民活動団体の持つネットワークを活かすことができる。
- ・ 参加団体の持つ互いのノウハウが活用され、交流、連携が図られる。
- ・ 市民活動団体と行政との信頼関係の構築につながる。
- ・ 関係者が抱える課題についての共通認識に基づいた運営ができる。
- ・ 市民活動団体が地域との橋渡し役となり、市民により身近な事業となる。

【留意点】

- ・ 事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図る。
- ・ 相互の役割分担、経費分担などを取り決めておく。
- ・ 参加団体の自主性を尊重する。
- ・ 市民活動団体側にも主催者として社会的責任が求められることを確認しておく。
- ・ 経費の節減・効率的執行に努める。
- ・ 前例踏襲によりメンバーが長期にわたって固定化されると、実行委員会の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるので、必要に応じ見直しを行う。

【羽村市での主な事業例】

- ・ 羽村市少年少女球技大会
- ・ 高齢者レクリエーションのつどい
- ・ 生涯学習施設オープニングイベント企画など

(3) 事業協力

【概要】

共催や実行委員会以外の形態で、市民活動団体と行政の間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。

【主な効果】

- ・ 市民活動団体の専門的ノウハウを活かすことができる。
- ・ 地域に密着した市民活動団体が協力することにより、市民の認識が高まる。

【留意点】

- ・ 協定書などにより、目的、役割分担、責任、経費負担、協働する期間などについて取り決めておくことが必要。(P-9 書式例参照)
- ・ 協定などにより取り決める内容は、市民活動団体と十分協議して決定する。
- ・ 働事業を実施している段階においても、定期的な協議や相互に情報交換を行うなど、信頼関係を構築するよう努める。

【羽村市での主な事業例】

- ・ 羽村市体育祭
- ・ 市民生活安全パトロール
- ・ 公園ボランティアなど

(4) 委託

【概要】

行政が市民活動団体に対して、協働になじむ事業を委託する形態です。この形態では、市民活動団体と委託契約を締結することになりますが、競争入札などの契約手続上の取扱いは、民間企業に委託する場合などと同様です。

委託による協働では、市民活動団体は、契約書、仕様書等に定められた債務を履行する義務を負うことになります。

【主な効果】

- ・ 市民活動団体が持つ専門性・先駆性・柔軟性などが発揮されることで、より市民ニーズに合ったサービスが提供できる。
- ・ 市民活動団体が持つ専門性などの特性が発揮された企画が期待できる。

【留意点】

- ・ 市民活動団体のネットワークや行政にはない専門性、先駆性、柔軟性などの特性を活かすことのできる事業を委託する。
- ・ 単なる行政の下請化を避け、市民活動団体の自主性が発揮される効果的な事業が可能となるよう、仕様書の作成には、市民活動団体の意見を参考にするなどの工夫をする。
- ・ 競争入札への指名選定は、「指名競争入札参加者指名基準」によるが、合わせて事業遂行能力を十分確認する。
- ・ 特定の団体の既得権益化につながらないよう、随意契約による場合は、その理由を明確にし、市民等から、選定方法、選定理由等の説明を求められた場合には、十分な説明を行う。
- ・ トラブルを回避するためにも、仕様書の内容（条件、期限など）や契約の進め方などを団体に十分説明し、理解を促す。
- ・ 契約の円滑な履行のために、必要な場合には、情報提供や情報交換を行い、契約履行状況の的確な把握に努める。
- ・ 契約の履行にあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する義務を仕様書に明記し、その徹底を図る。

【契約事務の留意点】

- ・ 委託しようとする事業を行うことのできる主体が、複数存在する場合には、競争入札により契約の相手方を決定する。
- ・ 民間企業等の市民活動団体以外の主体によっても、当該事業の実施が可能な場合には、市民活動団体だけを対象として、競争入札を実施することはできない。
- ・ 事業の性質上、市民活動団体にしか事業の目的を達成できない場合には、市民活動団体を対象とした競争入札を実施することも考えられる。
- ・ 随意契約は、契約制度の特例であり、随意契約とする理由を明確にした上で、契約を締結する。

(5) 補助・助成

【概要】

行政からの補助金・助成金の交付により、市民活動団体が公益的事業を行う場合も、広い意味での協働の形態と言えます。

【主な効果】

- ・ 市民活動団体が行う公益的事業に補助金等を交付することにより、サービスの質や量をより高めることができる。
- ・ 市民活動団体の自主性、柔軟性、先駆性などの特性を阻害することなくよりきめ細かなサービスを提供することができる。

【留意点】

- ・ 補助金等の交付にあっては、要綱等交付の法的根拠の整備が必要
- ・ 市民活動団体に交付する補助金等の対象範囲を予め明確にする。
- ・ 市民活動団体に交付した補助金等であっても、市民の税金等を原資とする公金であることを十分に説明しておくことが必要。
- ・ 補助金・助成金による協働形態であっても、協定書などにより、目的、役割分担、責任、経費負担、協働する期間などについて取り決めておくことが必要。

【羽村市での主な事業例】

- ・ まちづくり推進サークル支援事業補助金
- ・ 社会教育関係団体補助金
- ・ 青少年対策地区委員会補助金など

(6) その他の協働形態の検討

より高い事業成果を得るために、前述した形態にとらわれず、それぞれの事業に最もふさわしい形態を検討し、導入することも必要です。

手順3 協働の相手方を選定する

市民ニーズを十分に把握し、事業の企画力・実施遂行能力のあるパートナーを協働の相手方を選定することが望ましいと言えます。町内会・自治会の自治組織なども含めて羽村市のまちづくりを担う様々な主体から事業に適したパートナーを選定する必要があります。

また、情報の公開に努め、選定に当たっては、特に選定基準の公平性や選定の透明性の確保を図る必要があります。

羽村市では、個人ボランティアを募集した協働事業が多く実施されていますが、一定期間継続する事業を実施する際には、応募したボランティアを組織化したうえで、協働していくことも必要です。

「ボランティアの参加・協力マニュアル」参照

【協働の相手方の選定基準例】

活動実績

活動内容（公益性のある活動内容、専門性、事業目的の共有化など）

事業遂行能力（責任）

財政状況（適切な経理、収支の健全性など）

団体運営の透明性・安定性

事務局体制・会員数

宗教及び政治活動実施の有無、特定の個人及び団体との過度なつながりの有無など

手順4 実施前と実施中の確認

事業実施前には、目的や目標・役割分担等について、協働の相手方と再確認しておくことが必要です。

また、事業の実施中は、定期的にあるいは、必要に応じて、意見交換を行うなど、お互いの意思疎通を図ることも大切です。協働の相手方の自主性を尊重することも重要ですが、事業の進捗状況を随時確認するなどして、不測の事態には計画変更や修正も含めた適切な対応を行う必要があります。

手順5 協働事業の評価

行政と協働の相手方とで、事業の実施前から実施後までの検証を行います。協働事業全体にわたって、どの段階で、どのような問題があったのか等を検証し、次の改善に繋げることが大切です。

事業の実施前、実施中、実施後について、お互い十分な話し合いを大切に、その検証を行うことが、より深い事業検証をするために効果的です。この検証結果を次の事業につなげていくことが、羽村市の協働事業の発展に大きく影響をしてきます。

【評価項目の例】

実施前 ・ 事業目的と計画

・ 役割分担

・ 協働の必要性

実施中 ・ 行程、進行管理

・ 不測の事態への対応

実施後 ・ 目標の達成度

・ 事業効果

・ 情報交換などの意思疎通度、信頼度

手順6 事業の見直しを行う

協働事業の評価を総合的な視点から行い、その結果に基づき、協働事業や協働の相手方などを見直すことが必要です。

特に、同一団体との協働を安易に継続した場合、互いに依存感が高まり、効果的な事業の展開が困難になったり、さらには団体の既得権益化につながる恐れがあります。

協働で得られた成果を互いに評価し、目標達成の状況などを協議する中で、協働関係の維持あるいは見直し、時としては協働の解消も重要なことです。

【見直しの視点】

事業への協働採用の適否

目標設定の妥当性

協働形態の妥当性

協働の相手方の妥当性

事業として目的達成度

協働の相手方の特性の発揮度及び妥当性

情報交換など意思疎通度

資料集

- 資料 1 東京都の協定書例
- 資料 2 東京都内での協働事業事例
- 資料 3 東京都における形態別協働事業例

に関する協定

（目的）

第 1 条 この協定は、NPO***（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）の間で に関して必要な事項を定めるものである。

（業務分担）

第 2 条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

(1) 甲の業務分担

ア

イ

(2) 乙の業務分担

ア

イ

（経費負担）

第 3 条 甲及び乙は、第 2 条の業務分担に基づく経費を負担する。

（活動計画）

第 4 条 甲及び乙は、毎年度当初に、協議して年間の活動計画を作成する。

（事業報告）

第 5 条 甲及び乙は、毎年度末、協議して事業報告書を作成する。

（甲の責務）

第 6 条 甲は、.

（乙の責務）

第 7 条 乙は、.

（協定の有効期間）

第 8 条 協定の有効期間は、平成 年 月 日までとする。

（疑義の発生）

第 9 条 甲は、その活動に際し、疑義が生じたときは、乙と協議する。

（協定書）

第 10 条 甲と乙は双方この協定書に署名、捺印の上、各 1 通ずつを保管する。

附則

（施行日）

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

甲 住所
NPO***
代表者 . . . 印
乙 住所
東京都
代表者 . . . 印

資料2 東京都内での協働事業事例（『社会貢献活動団体との協働事業事例集』東京都生活文化局 から）

分類	協働事業の名称	実施団体
環境の大切さを学び、自然や森林を守るために	自然と森林を守る「大自然塾」	東京都
	家庭の生ごみの堆肥化の実施・検証	文京区
	学校における環境学習の支援	大田区
	かつしか自然体験クラブ	葛飾区
	エコ広場館の運営	北区
	長池公園自然館の管理運営	八王子市
身近な水や緑を守り育て、うるおいのあるまちに	菅刈公園の運営管理	目黒区
	芦花公園花の丘の管理	東京都
	空堀川クリーンアップ作戦	東京都、東村山市
	目黒川クリーンアップ大作戦	目黒区
安心して子どもを産み育てられるまちに	協定締結による花壇管理	豊島区
	ブックスタート事業	板橋区ほか
	保育室の運営	杉並区
	子育てサロン	荒川区
子どもたちの学び・成長を支えるために	子育て情報の収集と情報提供	世田谷区
	学校教育コーディネーター事業	杉並区
	国分寺市プレイステーションの管理運営	国分寺市
魅力ある地域づくりのために	友好都市への青少年派遣事業	府中市
	高校生NPOによるパソコンボランティア	新宿区
	向島博覧会の開催によるまちおこし	墨田区
	きれいなまちづくりに向けた活動	渋谷区
	広域レンタサイクルの社会実験	板橋区
	まちあるきマップの作成	福生市
高齢者や障害者を地域で支えて、共に暮らすために	景観に関する市民アンケート調査	調布市
	地域の飲食店を活用した高齢者の社会参加	調布市
	高齢者センターや敬老館における趣味活動・健康保持活動の実施	練馬区
	高齢者健康づくりモデル事業	世田谷区
	養護学校の在校生等の放課後サービス、送迎サービス	品川区
	精神障害者地域生活支援センター事業	府中市
人権を守り、誰もが暮らしやすいまちに	障害者へのIT技術普及事業	葛飾区
	エイズ電話相談	東京都
	外国人のための日本語教室の運営	立川市

資料3 東京都における形態別協働事業例（平成16年度社会貢献活動団体等との協働事業一覧『東京都生活文化局 から』）

1 共催

（注） 欄の網掛けは、NPO法人と協働を行っている事業です。

	事業名	局名	所管部課	事業概要
1	阪神淡路大震災10周年シンポジウム大規模災害に備えて我々はなにをすべきか～専門家職能団体と市民・行政との協働で安心・安全なまちづくりを～	総務局	総合防災部 防災管理課	本シンポジウムは、災害復興まちづくり支援機構等と東京都が共催で実施する。シンポジウムにおいては、弁護士を中心とした専門家、市民及び行政が協働して安心・安全なまちづくりを実現するために、大規模災害に備えて何をすべきかということについて、基調講演、東京都が実施した平成16年度復興市民組織育成事業の成果発表、パネルディスカッション、を通じて議論を行う。
2	女性団体等との交流事業ワークショップ企画	生活文化局	東京ウィメンズプラザ	団体等がシンポジウムや講演会、写真展等を企画・実施し、都民の男女平等意識高揚を進める。
3	環境にやさしい買い物キャンペーン	生活文化局	消費生活部 生活安全課	毎年10月を「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間とし、都内の販売事業者の協力を得て環境に配慮した商品等の普及の促進を図るとともに、都民に対しそのような商品の選択等呼びかけ、環境に配慮したライフスタイルの実践を提案する。 平成16年度都内参加店舗数 78,439店舗
4	グリーンフォーラム「考えよう！地球と買い物のつながり」	生活文化局	消費生活部 生活安全課	消費生活と環境に関する情報提供、意見交換、環境への配慮に関する先駆的・模範的な取り組みを行っている事業者・市民グループ等の取り組み成果発表の機会を設定することにより、消費者の環境に配慮したライフスタイルの実践や各地域における一層の環境への取り組みを促す。
5	出前講座（コンシューマー・エイドの派遣）	生活文化局	消費生活総合センター活動推進課	「届ける教育」事業として、出前講座を実施している。各種団体・グループが企画・実施する講座に、消費者問題に関する一定の知識を身につけた者をコンシューマー・エイド（消費者啓発員）として派遣している。
6	東京グリーンショップ・アクション	環境局	自然環境部 緑環境課	保全地域において、民間企業やNPO等との連携による自然環境保全活動を実施し、企業が社内ボランティアの育成や社会貢献活動の場として、保全地域を活用し、都民が森林に親しみ、参加する機会をより多く設ける。
7	食を通じた健康づくりの支援	福祉保健局	各保健所	地域における栄養改善等の普及（パネル展示、実演・献立展示、栄

				<p>養相談・測定など、印刷物の配布)</p> <p>高齢者の食生活を支える地域の仕組みづくり(検討会の開催、高齢者の食生活実態調査の実施、食環境の整備など)</p> <p>小児生活習慣病の予防</p> <p>島しょ地区において郷土料理を活用した食育の推進</p>
8	山谷地域敬老会	福祉保健局	生活福祉部 山谷対策課 (財)城北労働・福祉センター)	<p>簡易宿所宿泊者など60歳以上の山谷地域に在住する高齢者の長寿を祝い、健全なレクリエーションを提供することにより、高齢者福祉の向上の一助とする。</p> <p>実施に当たっては、敬老会の内容等についてNPOと検討を重ねるほか、出演依頼などにあたっては、各団体のネットワークを通じて行った。</p>
9	明るいくらし促進事業「東京都精神障害者共同作業所スポーツ交流祭」	福祉保健局	中部総合精神保健福祉センター地域保健部広報援助課	<p>孤立しがちな精神障害者が一同に集まり、スポーツやアトラクションを通して大勢の仲間と交流することで、社会参加を促すとともに、ボランティア等の関係諸団体が相互に交流し、地域精神保健福祉活動の推進を図る。</p>
10	「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集い	福祉保健局	健康安全室薬務課	<p>薬物乱用防止を推進する「ダメ、ゼッタイ。」普及運動の一環として、啓発パネルの展示、パンフレットの配布等の街頭キャンペーンを、薬物乱用防止指導員(知事が委嘱)で組織する東京都薬物乱用防止推進協議会と共催で実施している。</p>
11	境川クリーン作戦 200X	建設局	南多摩東部建設事務所工事課	<p>境川の自然環境を流域住民の憩いの場とさまざまな生き物の生息する場所としての保存と再生に向けての鶴間地区の街づくり活動の一つとして位置づけ、河川内及び管理用通路の清掃、河川の清掃を通じて自然環境の大切さを学ぶ、流域住民間の交流を高める、の3点を目的として実施している。</p>
12	水元耕作体験教室、ふれあい鯉のぼり、自主管理花壇	建設局	東部公園緑化事務所水元公園管理事務所	<p>1 水元耕作体験教室 水田 畑 花壇での耕作体験とその収穫物を用いたクラフト教室等(一般都民参加型体験事業)</p> <p>2 ふれあい鯉のぼり :一般の方々から提供いただいた鯉のぼりを公園内に掲揚し、風景の中に蘇らせるとともに来園者が世代を超えた思いを共有できるように創出する。(季節感の演出・地域交流の場)</p> <p>3 自主管理花壇 :公園内の特定の花壇の管理をボランティア自身により体験してもらう。(協働管理作業)</p>
13	コアジサシ営巣地整備	下水道局	森ヶ崎水再生	[目的]

		センター	<p>環境省レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている夏の渡鳥、「コアジサシ」を保護するため、センターの覆蓋屋上に営巣地を整備し、保護と調査・観察を行う</p> <p>【内容】</p> <p>平成13年6月にセンター水処理施設の覆蓋屋上に営巣している鳥を発見し、その保護のため、大田区の環境保護団体（NPO）及び大田区との協働作業により、13年度から14年度にかけて営巣地（2.8ha）を整備した。その結果、14年度には約2,000羽、15年度には約4,000羽の飛来があり、大成功を収めた。しかし、16年度は営巣地がコアジサシの嫌う草原と化してしまったため、その対策としてNPO主催のボランティアにより草取りを行ったが、その甲斐無く、またカラスの被害を受けたこともあり数羽しか飛来がなかった。</p> <p>【整備内容】</p> <p>下水汚泥リサイクル製品であるスラジライト、メトロレンガの他、コンクリート細碎石、貝殻で2.8haの基盤整備、カラス対策の防護シェルター設置など、15年度まで行ってきた整備に加え、16年度は草原化対策として一部の営巣地の資材の改良や、カラス対策として外堀への糸張りを協働事業で行った。また、営巣地増設の際にコアジサシの好む資材を用意し、整備した。</p>
--	--	------	---

2 実行委員会・協議会

	事業名	局名	所管部課	事業概要
14	北方領土返還運動	知事本局	秘書部外務課	都内の幅広い各種民間団体と行政が協力し設立された「北方領土の返還を求める都民会議」会員として、北方領土返還実現に向け様々な運動を推進する。
15	新宿区本塩町地区における復興市民組織育成事業	総務局	総合防災部 防災管理課	(目的) 地域住民が、地域協働復興に関する活動の円滑化のためあらかじめ必要な準備活動を行うことにより、復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう)を育成することを目的とする。 (内容) 本事業は、本塩町地区震災復興対策検討会、新宿区及び東京都の三者で実行委員会を組織して実施している。事業の中で行う復興まちづくり訓練は、住民が主体になって従来の防災訓練を一步進めた形で実施するもので、復興時に備えた活動をワークショップ形式(住民参加の共同作業によって問題解決を図っていく方法)により実施する。
16	墨田区第一寺島小学校周辺地区における復興市民組織育成事業	総務局	総合防災部 防災管理課	(目的) 地域住民が、地域協働復興に関する活動の円滑化のためあらかじめ必要な準備活動を行うことにより、復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう)を育成することを目的とする。 (内容) 本事業は、災害復興まちづくり支援機構、墨田区及び東京都の三者で実行委員会を組織して実施している。事業の中で行う復興まちづくり訓練は、住民が主体になって従来の防災訓練を一步進めた形で実施するもので、復興時に備えた活動をワークショップ形式(住民参加の共同作業によって問題解決を図っていく方法)により実施する。
17	足立区西新井地区における復興市民組織育成事業	総務局	総合防災部 防災管理課	(目的) 地域住民が、地域協働復興に関する活動の円滑化のためあらかじめ必要な準備活動を行うことにより、復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう)を育成することを目的とする。 (内容) 本事業は、西新井西口地区震災対策を考える会、足立区及び東京都の三者で実行委員会を組織して実施している。事業の中で行う復興まち

				づくり訓練は、住民が主体になって従来の避難所運営訓練を一歩進めた形で実施するもので、復興時に備えた活動をワークショップ形式(住民参加の共同作業によって問題解決を図っていく方法)により実施する。
18	東京都消費者月間事業(くらしフェスタ東京 2004)	生活文化局	消費生活総合センター活動推進課	消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者団体・事業者・行政の協働の推進を目指して、毎年10月を中心に消費者団体と東京都が共催して各種事業を実施する。
19	都民芸術フェスティバル 東京都民俗芸能大会	生活文化局	文化振興部 事業推進課	都民芸術フェスティバルに参加し、都内に伝承されている民俗芸能のうち特に選定されたものを一般公開し、都民の伝統文化に対する理解と関心を高めるとともに、公演を通じて民俗芸能の保護育成を図る。
20	「東京の森(やま)の木でいえをつくらう」/東京の木・いえづくり協議会	都市整備局 産業労働局	住宅政策推進部 民間住宅課 農林水産部 森林課	住宅生産者等、木材供給者、関係市町村、東京都(都市整備局、産業労働局)による連携によって、多摩産材を活用した住宅の供給を促進し、良質な住宅のストックの形成と森林の保全、地域経済の振興を図ることを目的とする。 なお、現在事務局は、都市整備局住宅政策推進部民間住宅課と産業労働局農林水産部森林課にて対応。
21	高齢者住宅対策の推進 バリアフリーの推進	都市整備局	住宅政策推進部 民間住宅課	平成10年3月に策定した「東京都高齢社会対応住宅計画」を受けて、平成11年3月に、東京都、区市町村、諸団体、事業者等、住宅のバリアフリーに関する全ての関係者が協力し、だれもが安心して暮らせる居住の実現をめざして、バリアフリー住宅の整備及び普及の促進を図ることを目的に設立。 バリアフリーに関する技術や住まい方、高齢者というライフステージの変化に伴う諸課題について、様々な分野から意見を出しあい、情報交換を行うとともに、展示会やセミナーの実施、会報の発行、バリアフリーに関する相談の実施などにより、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図っている。
22	南大沢美化デー	都市整備局	多摩ニュータウン整備事務所	東京都の呼びかけにより、平成15年度から南大沢に「住む・働く・学ぶ」多くの人が協同で、自分達のまちをきれいにする運動が始まり、多くの人の協力により、駅前歩行者専用路を中心とした美化活動(清掃作業)を実施している。
23	玉川上水緑の保全事業	環境局	自然環境部 緑環境課	玉川上水緑の保全事業の推進に関する事項について検討、情報交換を

				行うため、区市、住民、都が協議会を設置運営する。そのもとで、地域の実情に応じた植生管理の内容などについて合意形成を図っている。
24	地域のレクリエーション大会	福祉保健局	各保健所	精神障害者と関係機関との連携によるレクリエーション大会を開催する。
25	精神障害者への支援体制の構築	福祉保健局	各保健所	心の健康フェスティバル等を実施することにより、精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図り、地域住民の心の健康の保持・増進を目指す。 共同作業を通じて、当事者間の交流と関係機関のネットワークづくりを目指す。 精神疾患患者を抱える家族が交流や学習を通して元気を増し、疾患患者の良い支援者となることを目指す。
26	エイズの知識・予防に関する普及啓発	福祉保健局	各保健所	街頭におけるエイズキャンペーンを通じ、エイズの知識・予防に関する普及啓発と関係機関との連携を推進する。 HIV感染者に対する偏見差別のない社会づくりと感染拡大防止を目指す。同世代の仲間同士（ピア）と一緒にエイズのことを考える技法「ピア・エデュケーション」を用いた青少年に対する普及啓発を行う 講演会「大人のための性教育講座」を開催し、正しい性に関する知識の普及を行う
27	エイズボランティア講習会	福祉保健局	健康安全室 感染症対策課	エイズ問題関連の知識を付与し、ボランティア団体が行っている相談等のレベルの向上を図ることを目的に、NPO団体と事務局を持ち、運営の企画から評価までを協働で実施している。
28	動物愛護推進員事業	福祉保健局	健康安全室 環境衛生課	地域における動物の愛護と適正な飼養について、住民の理解を深める活動を行う動物愛護推進員を委嘱している。推進員は区市町村、動物愛護団体等からの推薦によるボランティアで、15年度93名、16年度102名を委嘱した。推進員の委嘱の推進やその活動の支援について検討していくため、動物愛護を目的とする公益法人・NPO法人、獣医師会等で構成される動物愛護推進協議会を設置している。
29	夏休み「多摩川教室」	建設局	河川部計画課	小中高の生徒等を対象に夏休み期間中の2日間、多摩川の自然を活用し、河川的环境により興味を持ってもらうことを目的に、簡単な水質検査の体験、川の生き物や河川の仕組みの紹介などを多摩川の河川敷で実

				<p>施している。</p> <p>夏休み期間中ということで、生徒の自由研究などにも有効利用されている。</p>
30	わくわく川あそび(黒目川・落合川)	建設局	北多摩北部建設事務所 工事第二課	<p>スローガン「川をきれいにし、川で遊びぼう」</p> <p>(目的)</p> <p>多くの市民に東久留米の川のすばらしさを知ってもらおう。</p> <p>自分たちの町の川を自分たちできれいにしようという市民意識を高める。</p> <p>子供たちに川で遊び自然とふれあうことの楽しさを伝える。</p> <p>水や緑に関係のある行政や団体や個人の連帯を強める。</p> <p>(夏休み最初の日曜日、午前中に黒目川と落合川の清掃、午後から落合川で川遊び。)</p>
31	代々木公園「クリーンアップ」事業	建設局	東部公園事務所 所代々木公園管理事務所	<p>都民協働(実行委員会制度)による代々木公園及び街の美化活動(落書き消し、草花、清掃)</p>
32	水彩フェスティバル	建設局	江東治水事務所 内部河川工事課	<p>水辺への住民の理解を深めるとともに、水辺を通じた交流をはかり、江東区が水彩都市であることをアピールするため、小名木川のクローバー橋周辺で「江東区の水辺に親しむ会」が中心となって水彩都市アピール実行委員会が定期的開催している。</p> <p>9月11・12日(土・日)に約3000人が参加して、降雨体験・閘門開閉見学・和船乗船・手旗信号・歴史ウォーク・カッター試乗など、他に参加団体の資料展示を実施した。</p>
33	ビーチクリーンアップ in 城南島(城南島海浜公園つばさ浜の清掃)	港湾局	東京港防災事務所 緑地課((財)東京港埠頭公社)	<p>地域住民に親しめる海上公園づくりを進めるとともに、ごみ等環境問題への啓発をはかるため、平成14年度から毎年10月に城南島海浜公園つばさ浜において砂浜清掃ボランティアを実施している。</p>
34	清瀬水再生センターピオトープ整備事業	下水道局	技術部清瀬水再生センター	<p>清瀬水再生センターにピオトープを創出することにより、地域の自然環境の復元を目標とすると共に、計画段階から近隣の学校や、地域住民、自然保護団体等に広く参加を呼びかけ、関わりを持つことにより、地域の環境教育の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>・平成15年度:「ピオトープをつくる会」案をもとに基本計画及び実施設計の策定及び一次造成工事。</p> <p>・平成16年度:二次造成及び植栽・外構工事</p>
35	スポーツリーダーバンク	教育庁	生涯学習スポーツ部スポーツ振興	<p>都民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動、健康活動、コミュニ</p>

			課 ((財)東京都生涯学習文化財団)	ケーシヨンスポーツ活動の支援事業として、スポーツ指導者資格を持つ方や指導実績がある方に登録していただき、指導者を求めるクラブ・団体に紹介する制度。
--	--	--	-----------------------	---

3 事業協力

	事業名	局名	所管部課	事業概要
36	小笠原国立公園植生回復事業	総務局	小笠原支庁 土木課	小笠原国立公園において、ノヤギの食害により、植物の減少、裸地化の進行、土砂の流出が生じている。そこで、従来の植生を復元するため、都とNPO法人が協力して在来種の種と苗による植生復元を実施している。
37	ヘブンアーティスト事業	生活文化局	文化振興部 活動支援課	東京を活力と魅力あふれる都市とするために、駅や公園などの公共空間をアーティストの活動の場として提供する取組の先駆けとして、東京を代表する文化ゾーンである上野恩賜公園等において、内外のアーティストによる芸術性の高いパフォーマンスを実施し、都民に取組の意義と東京の魅力を知ってもらう機会とする。
38	国際交流・協力 TOKYO 連絡会	生活文化局	文化振興部 事業推進課	国際交流・協力、在住外国人支援を活動目的とするNPO及びNGO、並びに地域国際交流協会との間で、情報交換・意見交換を行い、東京都における国際交流・協力及び地域の国際化の推進を図る。
39	国際化市民フォーラム in Tokyo	生活文化局	文化振興部 事業推進課	東京の国際化について都民や外国人、NGO等の民間団体がそれぞれの立場から意見を表明し、国際化の現状、問題点、解決の方向等について多角的な議論を行う場を設けることにより、都民の国際理解を促進し、国際化への認識を高める一助とする。
40	障害者のための鑑賞会	生活文化局	文化振興部 企画調整課 (財)東京都歴史文化財団)	共催展の開催期間中に休室日を利用して、障害者のための特別鑑賞を実施
41	環境月間行事「エコライフ・フェア」出展	環境局	総務部企画調整課	地球と共生する社会の形成を目指して、より実践的な環境行動の定着が促進されるよう、エコライフ実践のための政府、地方自治体、事業者、国民、NPOによる環境保全の取り組みの進展、具体的な行動や手段を具体的に示していく。
42	気象キャスターネットワークとの温暖化出前授業	環境局	総務部企画調整課	NPO法人気象キャスターネットワークの実施する、気象予報士、気象キャスターによる地球環境教育(地球環境基金助成事業)出前授業に、実験機器の貸し出し、機材の支援、職員の派遣等により支援を行う 16年度は都内約20校で実施。
43	キッズISOプログラムの普及促進事業	環境局	総務部企画調整課	NPO法人国際芸術科学協力機構(アーテック)の主催する、子供向け環境学習教材、キッズISOプログラ

				ムを温暖化対策(家庭部門)の一環として都内小学校への普及促進を図る。
44	野生動物の救護と野生復帰	環境局	自然環境部 計画課	1.野生動物の救護 2.野生動物の調査 3.病状鑑定疫学調査 4.救護指導・啓蒙活動 など 現在、各種団体が統一的な理念・基準の下活動ができるよう、野生動物の保護基準作りをしている。
45	埋立処分場の見学会	環境局	廃棄物埋立管 理事務所管理 課	埋立処分場を見学することにより、環境問題を考えてもらうとともに、処分場から情報発信する。
46	障害児に対する支援	福祉保健局	各保健所	障害児を抱える家族の会へ情報提供や講演会の実施などの支援を通じて、児童の成長発達を図る。 療育相談に関する講演会やシンポジウムを通じて、母子療育ネットワークの必要性を関係者間で共有し、地域における関係機関とのネットワークを確立する。
47	難病疾患患者への支援体制の構築	福祉保健局	各保健所	難病疾患患者及び家族の交流、社会参加を促進するため、交流会等に保健師・理学療法士を派遣するなど迅速な情報提供を行うことで患者の会の育成を支援する。
48	薬物乱用防止に関する普及啓発	福祉保健局	各保健所	薬物乱用防止対策について、地域に根ざした啓発活動を進める。
49	NICE 国際ワークキャンプ(ナイスこくさいワークキャンプ)	福祉保健局	少子社会対策 部育成支援課 (東京都小山児童学園)	NPO法人のNICEの協力を得て、夏休みに国際ボランティアを施設に約10日間招き、ワークキャンプをおこなう。園内行事に参加するとともに、児童との交流を深め、社会性の涵養を図ることを目的とする。なお、国際ワークキャンプを希望する国外からの参加者は、自国の国際ワークキャンプ組織を通じて、日本のワークキャンプ組織に申込みをし、そこで、どのようなワークキャンプに参加するか申し込みを行う。なお、飛行機などの旅費は、全て参加者個人の負担である。
50	吃音者発声訓練事業	福祉保健局	障害者施策推 進部在宅福祉 課	15歳以上の吃音(どもり)で悩んでいる方への吃音講習会や相談会を実施
51	板橋区にぎわいのあるまちづくり事業:あやとり(東京都新・元気を出せ!商店街事業)	産業労働局	商工部地域 産業振興課	商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設「あやこ舎あやとり」の運営。在宅で乳幼児を子育てしている保護者とその乳幼児が互いに交流し親子が触れ合い育ちあう場を提供することで、子育て環境の向上を目指す。主な事業内容としては、一時預かり保育 親子ふれあい教室 子育て相談 母親教室等。平成 15年度は、施設整備 家賃補助、16年

				度は家賃のみ補助。
52	板橋区にぎわいのあるまちづくり事業:どんぐり(東京都新・元気を出せ！商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設「どんぐりのおうち」の運営。空き店舗を区民主体の子育てまちづくりの拠点として「親子がともに育ち合う場」を提供し、子育てを通して地域の人々との交流・新しい結びつきを深め、愛着がもたれるような「元気な子育てを応援する商店街」を目指している。主な事業内容は、つどいの広場・子育てサークル活動・一時保育・子育て相談等。平成15年度は施設整備・家賃補助、16年度は家賃補助のみ。
53	板橋区にぎわいのあるまちづくり事業:パワーリハビリ(東京都新・元気を出せ！商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	商店街の空き店舗に「介護予防・地域支えあい」の拠点をつくり、高齢者が住み慣れた地域を離れずに暮らしを続けることができるまちづくりを進めることを目的とする。パワーリハビリテーション(高齢者筋力トレーニング)をデイサービス活動の柱に取り入れ、介護予防学習会等地域の高齢者が気軽に何でも相談できる介護予防活動に取り組んでいる。平成16年度は施設整備・家賃を補助している。
54	北区商店街空き店舗活用事業:滝野川市場(東京都新・元気を出せ！商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	商店街の空き店舗を活用して、商店街とボランティア団体(車椅子を送る会、区立谷端小学校)が連携し、次の事業を推進してきた。 ・高齢者ふれあい昼食会の実施 高齢者対策として、ひとり暮らしのお年寄りに会食の場を提供する。食事の提供方法は、商店街内の惣菜店、甘味店などを活用。また、その際食事の盛り付けなど、地元ボランティアとして、車椅子を送る会・区立小学校5年生が事業協力している。従来の商店街イメージ(買い物の場)を打破し、買い物以外のサービス機能を充実することにより、地域に必要とされる商店街となる。平成16年度は家賃のみ補助。
55	北区商店街空き店舗活用事業:いちょう通り(東京都新・元気を出せ！商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	商店街の空き店舗を活用して、商店街とNPO法人(地域情報化推進協議会)がプロジェクトチームを立ち上げ、次の事業を推進してきた。 他地域の生産者との協働を推進(物産展の開催) 地元大学との人的・物的交流の推進(店舗運営) 組織化されたばかりの商店会であり、結成以来、財団法人まちづくり公社・東京家政大学など地元の団体との交流事業を積極的に推進してきた。こうした交流を恒常的なものへと

				発展させる課題が生まれてきた。同時に商店会にも直接の収益を生み出すことのできる新たな「交流の場」の創設が必要となった。
56	品川区空き店舗活用推進事業(東京都新・元気を出せ！商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	品川駅港南口再開発、東海道新幹線品川駅開業などで品川駅近辺の商圈が大変貌を遂げている。こうした状況の中、停滞化している商店会を活性化し、地域の活性化・商業の活性化に寄与することを目的とし、商店会にある空き店舗を活用し、旧東海道品川宿に相応しい和食ダイニング、品川区内の名物を集めた名物堂をオープンさせ、都市型観光に対応したショップを面的に展開していく。
57	東京ふれあいロード・プログラム	建設局	道路管理部路政課	道路の清掃や植栽の手入れなどの道路の美化活動について、地域住民団体や企業等と協力して行うことにより、道路の利用に関するモラルの向上と潤いのある道路空間の創出を目指す。
58	22世紀の都市の森づくり事業	建設局	公園緑地部計画課	都立公園を舞台として、都民と東京都、企業の協働により、企画、植樹から育成管理作業(維持運営)までを22世紀までのおよそ100年をかけて世代を重ねて展開し、地域のシンボルとなる森や巨樹を創出する。
59	東京の川を考えるシンポジウム 2004「いつも近くに～東京の川～」	建設局	河川部計画課	河川に関する有識者や川における環境活動を行っている市民団体の代表たちを集め、河川環境に関すること、今後の川づくりのあり方などについてのテーマで講演会や事例発表会を行い、一般の方たちに、身近な川「東京の川」への理解や親しみを深めていただき、地域住民と行政との協働への働きかけを目的として開催した。
60	都道におけるプランター維持管理の都民参加	建設局	第一建設事務所補修課	道路管理における都民等参加・協力事業として、建設事務所と参加協力者として協定を結び、歩道上プランターの維持管理を行う
61	新宿西口清掃美化活動	建設局	第三建設事務所管理課	新宿駅西口地上部の清掃活動に、第三建設事務所・所轄警察と合同で毎月2回参加するとともに、駅地下広場にフラワーポットを提供し、道路環境美化に協力している。
62	新宿東口清掃美化活動	建設局	第三建設事務所管理課	新宿駅東口の清掃活動に、三建・新宿警察署・新宿区役所と合同で、毎月2回参加している。また、駅周辺の道路に草花を植える等、道路の環境浄化(特に、看板の是正指導・商品はみ出しの是正)に協力している。
63	大久保通り一斉美化活動	建設局	東京都第三建	新宿駅大久保通りの清掃・美化活

			設事務所管理課	動に、三建 新宿警察署 新宿区役所と合同で、毎月1回参加している。特に、置き看板の是正活動に力をいれており、道路の環境美化に協力している。
64	黒沢川の清掃	建設局	西多摩建設事務所工事第二課	青少年社会参加事業の一環として、地区内の小中学生が主体となって、自治会、小中学生PTAほか青梅市など多くの団体により清掃活動を実施している。具体的には河道のゴミ拾い、草刈である。主催者は地域団体で、無償で活動している。夏場年一回行い、今年で23回の実績となる。 行政(都)は清掃用具の一部を協力している。
65	多摩川の清掃	建設局	西多摩建設事務所工事第二課	青梅市とその第三セクター「青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会」が主催し、国交省、環境省、都が共催している。開会式には市長をはじめ地元衆参両議員、都議、当事務所職員が参加している。清掃作業は沿川の各自治体から3千人ほどが無償で参加している。都は軍手2,000組を支給している。
66	みんなの川の清掃デー	建設局	南多摩西部建設事務所工事課	浅川流域の管理用通路周辺の清掃作業及び堤防周辺の草刈作業 都はビニール手袋の支給と収集したゴミの運搬処分を行う
67	程久保川クリーンデー	建設局	南多摩西部建設事務所工事課	程久保川の管理通路周辺及び河道内の清掃 都は、ビニール手袋、ゴミ袋を支給し、収集したゴミの運搬処分を行っている
68	空堀川クリーンアップさくせん	建設局	北多摩北部建設事務所工事第二課	空堀川 大沼田橋～浄水橋までの河川の清掃。 年2回実施(4月と11月)。 NPO法人が呼びかけになり、地元自治会・商店会等が参加し、行政(都・市)は清掃作業の一部を協力している。
69	残堀川清掃	建設局	北多摩北部建設事務所工事第二課	スローガン「カルガモの住める川に戻そう!」 残堀川 松風橋～新おちらし橋までの河川清掃。 年1回実施(11月) 市民団体と小学校PTAが連携し残堀川の遊歩道と河道内の清掃活動を行っている。行政(都)は、清掃作業の一部を協力している。
70	野川の清掃(国分寺地区)	建設局	北多摩北部建設事務所工事第二課	国分寺地区野川の環境保全に協力していく。 野川 一里塚および不動橋周辺の河川清掃。

				年3回実施。 行政(都)は清掃作業の一部を協力している。
71	代々木公園「フラワーランド再生」事業	建設局	東部公園事務所代々木公園管理事務所	フラワーランドの再生(バラ園、ハーブ園、実習園、ワイルドフラワーの整備、管理)。管理協定による。
72	代々木公園「協力団体活動」事業	建設局	東部公園緑地事務所代々木公園管理事務所	都民協働(協力関係)による代々木公園への寄与(バードサンクチュアリの管理やイベントへの参加)
73	代々木公園「花の小径」事業	建設局	東部公園緑地事務所代々木公園管理事務所	公園事業で整備した「花の小径」の花壇管理の実施と花壇講習会の実施。管理協定による。
74	水元公園水産試験場跡地ガイドボランティア	建設局	東部公園緑地事務所水元公園管理事務所	水元公園水産試験場跡地内オニバス池等の一般開放時に実施する見学者へのガイド活動を行う
75	東京都立芦花公園花の丘ボランティア	建設局	東部公園緑地事務所事業推進課 (財)東京都公園協会)	蘆花恒春園花の丘の花壇の管理についてNPO法人と協定を締結し、法人が花壇の種まきや清掃、花壇管理への都民参加の受入等を行っている。
76	深大寺地区活性化協働事業(ハナショウブ祭り)	建設局	神代植物公園管理事務所	深大寺地区活性化のため、神代植物公園と協働でハナショウブを栽培し、ハナショウブの時期に深大寺を中心にハナショウブを飾り誘客を図る
77	深大寺地区活性化協働事業(ソバの畑の造成、収穫したそばを使ったイベント)	建設局	神代植物公園管理事務所	神代植物公園の深大寺城跡のソバ畑で、ソバを栽培し、来園者に鑑賞してもらうとともに、収穫したソバでイベントを行い、深大寺地区の活性化を図る。
78	多摩動物公園里山管理事業	建設局	多摩動物公園飼育課	多摩動物公園内の里山を良好に管理し、再生することを目的とし、樹木剪定、下草刈り等の管理作業や、自然環境教育を主眼とする各種イベントの計画、実施を行う。
79	ドッグランにおける犬のしつけ教室の協働実施	港湾局	東京港防災事務所緑地課 (財)東京港埠頭公社)	大井ふ頭中央海浜公園のドッグラン開設にあたって、NPO法人との協働により、犬のしつけ教室を併設し、定期的実施。公園などの公共の場でマナー良く行動できるように、飼い主と犬のパートナーシップを築きながら、飼い犬をコントロールする方法を身につけることを目指したカリキュラム。 毎月1日、1日2回(各回1時間)、参加費1,500円/回 平成16年4月には(財)東京港埠頭公社とNPO法人とで協働事業の協定を締結。 ○平成16年6月、辰巳の森海浜公園にもドッグラン開設。
80	体験型環境学習祭(子どもとためす環境まつり)	下水道局	中部管理事務所ポンプ施設	目的) 子どもとためす環境まつりは、中

			課	<p>中央区環境保全ネットワークが子どもたちや地域の人々を対象に開催している体験型の環境学習イベントであり、環境について理解を深めるために行っている。</p> <p>【内容】</p> <p>下水処理模型の展示をはじめ、水の汚れをきれいにする微生物の顕微鏡観察、下水に関する「何でも相談所」を開設した。当局の他、中央区、地元PTAなど合計17の企業・団体が参加した。</p>
81	桜橋第二ポンプ所見学会(中央区ブーケ祭り)	下水道局	中部管理事務所ポンプ施設課	<p>【目的】</p> <p>「中央区ブーケ祭り」は、中央区の女性センター「ブーケ21」を利用している女性団体が実行委員会を作り、相互に連携をし、それぞれの活動の成果を発表するために行っているものである。</p> <p>【内容】</p> <p>下水道局では、当女性センターが桜橋第二ポンプ所と同一敷地内にある関係から、「ブーケ祭り」に参加し、施設見学会を行うとともに、生活情報コーナーとして下水道のしくみや雨天時の下水道の働きを理解してもらうなど、地元住民との交流を深めるものである。</p>
82	多摩スタディワーク 環境ユースセッション」	教育庁	生涯学習スポーツ部社会教育課 (財)東京都生涯学習財団)	<p>東京の環境問題を森林や川での体験作業を通じて考える「多摩スタディワーク」のまとめとして「環境ユースセッション」を実施する。1日目は「若者100名による東京の森林間伐」ボランティア、「東京の野生動物を守るボランティアを考える」、「1泊2日で炭を焼いて国際協力を考える」、「多摩川 環境教育最前線」の4つの分科会で体験、作業、トークセッションを行い、2日目はパネルディスカッションで東京の環境問題解決に何ができるかを考えていく。</p>
83	障害者地域交流集会	教育庁	生涯学習スポーツ部社会教育課	<p>地域の障害者が一堂に会し、交流・親睦を深める機会を提供する。合わせて、地域の障害者団体ボランティア団体・地域住民等の協力関係を促進し、障害者への理解を図る。</p>
84	東京スポーツ文化館社会教育事業 障害者と共に学ぶスイミング」	教育庁	生涯学習スポーツ部社会教育課 (PFI区部ユース・プラザ(株))	<p>障害者にとって取り組みやすいスポーツである水泳をとおして、障害者の心身のバランスのよい発達を促進し、リフレッシュする機会を提供する。また、健常者とのふれあいを促進することで、地域社会におけるノーマライゼーションを推進する。</p> <p>身体障害者水泳公開指導 10回 知的障害者水泳公開指導 10回 障害者水泳ボランティア体験事</p>

				業 10回（ と同時開催）
85	災害救助犬の出動に関する協定の締結	東京消防庁	警防部救助課	各種災害時での人命検索活動に従事

4 委託

	事業名	局名	所管部課	事業概要
86	傷病鳥獣の保護看護	総務局	小笠原支庁産業課	都は、NPO法人と契約を結び、傷病鳥獣の保護を委託している。具体的には、都又はNPOに直接持ち込まれた傷病鳥獣について、都担当者が保護依頼を行い、NPOが放鳥が可能となるまで保護飼育を行う。年間予定は30件である。15年度まではNPOからのボランティア参加・協力という形で実施していたが、16年度は委託により実施した。
87	空店舗の多用途活用	都市整備局	住宅政策推進部住宅政策課（JKK東京(東京都住宅供給公社)	空店舗の多用途活用の一環として、高齢者、子育て支援等の福祉活動を行っている非営利法人(NPO法人・社会福祉法人等)に対し、賃貸店舗施設を優遇条件で貸し出している。
88	青梅上成木森林環境保全地域ボランティア活動	環境局	自然環境部緑環境課	青梅上成木森林環境保全地域において、都民ボランティアによる活動の円滑な実施のほか、将来的に当地で森林保全活動を行うボランティアが自主的に活動できるよう、ボランティアグループの組織化に向けた調整を行うことなど、ボランティア活動のコーディネートを実施している。
89	多摩の森 大自然塾	環境局	自然環境部緑環境課	多摩地域の森林をフィールドとした森林ボランティア活動を推進するNPO法人との協働により、森林の整備を進め、森林ボランティア活動に自主的、継続的に参加してくれる人材を育成する。
90	東京都難病相談・支援センター事業	福祉保健局	保健政策部疾病対策課	(目的) 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、東京都難病相談・支援センターを開設する。 (主な事業) 難病相談・・・難病相談・支援員(保健師)を中心とした難病相談や、専門医による疾病別の医療相談会を開催するなど各種相談事業を実施 難病情報資料室・・・難病に関する資料や、患者団体の会報などを展示 日常生活用具展示コーナー・・・特殊ベットや吸入器・吸引器など在宅難病患者さんに給付している日常生活用具などを展示
91	路上生活者の地域生活支援に伴う健康診査等の実施	福祉保健局	保健政策部保健政策課	公園等に居住する路上生活者のうち、都の実施する地域生活移行支援事業に参加し、都が確保する民

				間宿泊所に一次入所する者に対し、健康診査・健康相談を実施する。
92	敬老室の管理業務委託	福祉保健局	生活福祉部 山谷対策課 (財)城北労働・福祉センター)	敬老室は、山谷地域に居住する高齢者に対して、相互交流及び自己啓発を促進する場であるとともに、高齢者の悩み等に関する相談事業などを行う場でもある。 山谷地域で生活する路上生活者や高齢者等に対する自立支援活動に実績のあるNPO法人ふるさとの会に管理業務を委託。利用者に必要な様々な事業を、弾力的に実施している。
93	アルコール依存症者へのデイケア	福祉保健局	生活福祉部 山谷対策課 (財)城北労働・福祉センター)	センターの相談来所者のうち、アルコール依存症にある者の自立更生を図るため、デイケア(アルコール依存症から脱却し、社会復帰するための更生プログラム)事業を実施するNPOに宿泊訓練を委託する。
94	公園等生活者地域移行支援事業	福祉保健局	生活福祉部 計画課	公園においてテント等で生活するホームレスに対して低家賃の借り上げ住居を貸し付け、就労及び生活面についても支援し、地域での自立した生活への移行を支援する。
95	東京都児童会館 ひろばの運営委託	福祉保健局	東京都児童会館	東京都内で、子育て支援や児童健全育成活動を行っている団体や企業が、東京都児童会館の「ひろば」の運営を効果的に行うことにより都民との協働を推進し、都民福祉の向上に寄与する。
96	東京都盲ろう者通訳・介助者派遣事業	福祉保健局	障害者施策推進部在宅福祉課	盲ろう者のコミュニケーション及び移動の自由を確保し、社会参加を促進するため、盲ろう者に対して、通訳・介助者を派遣して、盲ろう者の福祉の増進を図る。
97	エイズ電話相談事業	福祉保健局	健康安全室感染症対策課	平日の9時～21時と土・日・祝日14時～17時におけるエイズに関する電話相談業務を委託している。 相談事業のレベルアップを図ることを目的に、エイズ電話相談事業を委託している2団体との情報交換、困難事例の対応等に関する連携も行っている。
98	練馬区商店街空き店舗対策事業(東京都新・元気を出せ!商店街事業)	産業労働局	商工部地域産業振興課	商店会が商店街の空き店舗を活用して、社会的に需要の高い「子育て支援サービス」をNPO法人に委託し、平成16年度より実施。平成16年度は施設整備費、賃借料、ふれあい活動費(開所式費用)を補助。
99	スポーツクラブづくりシンポジウム	教育庁	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課 (財)東京都生涯学習文化	一般都民を対象に、クラブライフの意義や自主自立を図るためのマネジメント等の講習を行う。

			財団)	
100	スポーツチャレンジ キッズレスリング」	教育庁	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課 (財)東京都生涯学習文化財団)	アマチュアレスリングを楽しみながら体験することを通して、身体づくりの大切さ、生涯にわたってスポーツを楽しむ能力や態度を育むとともに、仲間づくりの機会を提供する。
101	駒沢スマイルクラブ「ランニングクリニック」	教育庁	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課 (財)東京都生涯学習文化財団)	市民ランナーを対象に、フルマラソン3時間以内で走ることができる講義及び実技を提供する。
102	チャレンジマリンスポーツ フィンスイミング体験コース	教育庁	生涯学習スポーツ部スポーツ振興課 (財)東京都生涯学習文化財団)	フィンスイミングの普及・振興を目的とし、基本技術等を習得できる機会を提供する。水中の基本動作やウェービング、フィンの使い方などを習得する。

5 その他（情報提供）

	事業名	局名	所管部課	事業概要
103	いいなあ安心 ボランティアネットワーク	知事本局	企画調整部企画調整課（治安対策本部）	<p>（目的） 地域における住民自身によるボランティア活動を活性化することにより、犯罪者が入りにくい環境を作り、犯罪の抑止を図る。</p> <p>（内容） 登録票による都への登録 登録票の内容を都HPで公開 団体相互の横のつながりのきっかけとなる。 登録団体への犯罪・犯罪関連情報の提供 より効果的な活動のためのヒント。</p> <p>（効果） 既存の活動、団体の情報を容易に入手できる仕組みを作ることで新たな活動や団体の創出を促進できる。 地域毎の犯罪発生の傾向等を随時知らせることで、各地域の状況に応じた効果的な活動を展開できる。</p>
104	KODOMOメーリングリスト	知事本局	企画調整部企画調整課（青少年育成総合対策推進本部）	<p>ボランティア・NPO法人の活動の情報交換や情報のネットワーク化を推進するのが主な目的。 メーリングリストを通して、活発な団体間の交流が図られれば、子どもたちの非行防止や立ち直り支援のための情報発信基地になることができる</p>
105	東京都分譲マンション管理・建替え協議会	都市整備局	住宅政策推進部民間住宅課	<p>分譲マンションに係る関係団体と東京都をはじめとする行政機関がそれぞれの役割分担の下に、ゆとりと魅力ある分譲マンション居住の実現を目指し、東京都における分譲マンションに関する諸課題に取り組んでいくため設置。</p>
106	まちづくり支援事業	都市整備局	市街地整備部管理課 （財）東京都新都市建設公社）	<p>まちづくり支援事業の目的は、先導的に「協働」を推進することであり、市民活動そのものに支援を行っている。具体的には、住民の自主的なまちづくりを推進するための学習、研究活動に対する技術的支援及び費用助成などである。対象を三多摩地区の市町村及び公社が業務展開をしている区とし、原則として区市町村から紹介を受けた、まちづくり事業の意思を有する3名以上のグループの活動に対して支援を行っている。この他、まちづくりライブラリーを開設してまちづくりに関する情報を提供するとともに、まちづくりに関する調査・研究を行って</p>

				いる。
107	みどりのまちづくり事業	都市整備局	市街地整備部 管理課 (財)東京都 新都市建設公 社)	近年では、自然保護や資源リサイクル等に配慮したまちづくり事業の実施が求められるようになってきている。公社では環境配慮型自主事業としてみどりのまちづくりを推進しており、この事業を展開するための拠点施設として「グリーンログ新都市」を建設して、まちの緑化や資源リサイクルの活動を行う地域住民等が、気軽に利用できる場として提供している。また、環境保全及び地域交流の一環として公社保有地の一部の除草作業を地域の福祉団体へ関係市と協議のうえ業務委託するなど地域との連携に努めている。
108	東京都緑のボランティア登録	環境局	自然環境部緑 環境課	都民による緑づくりの活動を促進するために、緑のボランティア活動を希望する個人及び活動を希望する個人を受け入れる活動団体の登録 紹介や様々な情報提供等を行う
109	精神障害者への生活支援 社会復帰の促進	福祉保健局	各保健所	回復途上にある精神障害者を対象に、社会復帰の第一歩としてグループワークを実施し、利用者に適した社会復帰の在り方を検討し、社会生活への適応を図る。 長期入院者の退院促進のために、当事者からの話を聞き、地域での受入体制づくりや関係者間の連携を図る。
110	NPOと行政との意見交換	福祉保健局	生活福祉部山 谷対策課 (財)城北労 働 福祉センタ ー)	路上生活化の防止や路上生活者への自立支援、医療の提供などで、特性を活かした先駆的な活動を展開するNPOのリーダーを、月例の情報連絡会に招くなどして、日常的に活発な交流・意見交換を行っている。
111	第3回隅田川スタンプラリー	建設局	河川部計画課	(目的) 隅田川の河川テラスを中心とするコースを散策することにより、沿川の歴史や文化に触れながら水辺に親しむとともに、河川のにぎわい創出の契機とする。 (内容) 延長約8kmの基本コースに設置された6箇所のスタンプポイントを通過しながら、隅田川の河川テラスや沿川の見どころを散策する。
112	街路樹モニター	建設局	第三建設事務 所補修課	中野通りと新青梅街道の桜並木の 大径木となった桜について、継続した観察を都民とともにに行い、街路樹の良好な生育と更新を図ることを目的に実施している。
113	平井川の川づくり	建設局	西多摩建設事	平井川流域の自然や歴史を学び、

			務所工事第二課	身近な川づくりを目指して活動している。あきる野市内の住民が主体となって、水質検査、生物調査、清掃活動(河道のゴミ拾い等)を実施している。無償で活動している。
114	霞川の川づくり	建設局	西多摩建設事務所工事第二課	霞川流域の自然や歴史を学び、身近な川づくりを目指して活動している。青梅市内の住民が主体となって、水質検査、生物調査、清掃活動(河道のゴミ拾い等)を実施している。無償で活動している。
115	鶴見川整備に関する意見交換会	建設局	南多摩東部建設事務所工事課	自然環境豊かな町田市を流れる鶴見川について、地域に親しまれる河川整備を行うため、例年6月に流域の市民団体と関係自治体(町田市)が集まり、鶴見川の整備内容を中心に意見交換を行っている。同時に、市民団体からの提案や要望、活動状況の報告を受けている。定例会とは別に、個別の案件について、臨時の意見交換会を行っている。
116	浅川流域懇談会浅川部会	建設局	南多摩西部建設事務所工事課	事務所管内における浅川圏域河川について当該市民団体と定例会やリバーウォッチングを開催し河川の自然や、整備について意見及び情報交換を行い河川整備計画に反映させていく
117	運河ルネッサンス構想	港湾局	港湾整備部計画課	従来の運河整備における環境や景観の配慮に加え、新たに観光の視点から運河の役割を見直すことで「水辺空間の賑わい」や「地域としての魅力」の創造を目指す。 平成16年度は、地元区・民間団体・NPO法人等との協議会活動を中心に、まちづくりと一体的な護岸整備・運河水域の利用に対する規制緩和・にぎわい創出事業やイベントによる運河周辺地域の活性化に向けた方策などを検討している。
118	合流式下水道改善事業推進に向けた市民団体等との意見交換事業	下水道局	計画調整部計画課	〔目的〕 区部の約8割を占める合流式下水道の改善事業を推進するにあたり、事業計画等について市民団体等との意見交換や現場踏査等を通してお客さまの事業への理解を深め、事業の推進に資するものである。 〔内容〕 杉並区高井戸地域区民センターにおいて10月に開催された善福寺川フォーラムへ参加し、合流式下水道から放流される下水の水質改善計画について講演を行うと共に、意見交換を行った。
119	多摩スタディワーク「水のワ	教育庁	生涯学習スポ	生命の源である「水」に着目し、多

	ークキャンプ」		ーツ部社会教育課 (財)東京都生涯学習財団)	摩川流域での人々と水とのかかわりを、生活・産業・文化の面からフィールドワーク等を通じて考える機会とする。
--	---------	--	---------------------------	--

このマニュアルは、「羽村市協働事業推進指針」を受けて、各課が実際に協働事業を行う際の参考となるように、市民活動団体との協働を進める手順等を示したものです。

各課においては、市民サービスの一層の充実を図るための手段として、「協働事業推進指針」及び「協働事業推進マニュアル」を参考にして、各事業への協働の手法の導入を積極的に検討してください。

なお、このマニュアルは、協働事業を実施する中で生じる課題や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じ、内容の見直しを行いますので、実際に、事業実施において生じた新たな課題などの情報や意見を寄せてください。

平成18年3月

企画部広域・協働推進課

《参考文献》

- ・東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針～
- ・社会貢献活動団体との協働マニュアル

東京都生活文化局